

岐阜市中央卸売市場再整備事業 基本計画【概要版】

I. はじめに

1. 基本計画の策定趣旨

平成27年8月に岐阜市長が「岐阜市中央卸売市場のあり方検討委員会」に対して市場の将来展望について諮問し、平成29年7月に「岐阜市中央卸売市場のあり方について」の答申が当該委員会から岐阜市長に提出された。また、平成31年に策定された「岐阜市中央卸売市場経営展望」において再整備についての戦略が位置付けられている。以上より、市場機能の維持・強化のため、市場再整備を図るものとし、再整備の全体像を基本計画として取りまとめることとした。

2. 卸売市場関連法制度の動向

(1) 卸売市場法（平成30年6月改正）

- ・農林水産大臣が中央卸売市場を「許可」から「認定」する制度へ変更
- ・地方公共団体に限定されていた中央卸売市場の開設者が、民間事業者でも可能となる
- ・国が担ってきた卸売業者への業務・財務の指導監督等を開設者が実施
- ・取引ルールの一部について、開設者が各市場の特性に合わせて定めることができる

(2) 食品衛生法（平成30年6月改正）

- ・令和3年6月から卸売市場の卸売業者・仲卸業者等を含めた全ての食品等事業者にはHACCPへの対応が必要
- ・品質及び衛生管理の高度化に対応できる施設整備が求められる

II. 岐阜市場の現状と課題

1. 岐阜市場を取り巻く社会情勢

少子高齢化や食習慣の変化等により、1人当たりの野菜・果実・魚介の消費量は長期的にみると減少傾向にある。

全国における岐阜市場の部門別取扱金額は、青果が全国9位（平成30年度）であり、近隣地域の中央卸売市場と比べても大規模である。水産物は全国27位であるが、内陸県としては一定規模を有しているといえる。

2. 課題と今後必要な機能

(1) 施設の老朽化

開設当初に建てられた卸売場や関連店舗等は50年程度経過しており、食品流通拠点としての機能性が大きく低下していることから、抜本的な老朽化対策が求められている。

(2) 再整備に係る課題等

場内業者の意見及び市場内物流の実態を踏まえ、再整備に係る課題等を以下のとおり整理する。

- ①温度管理に係る施設能力の不足
- ②衛生関係設備の劣化・不足
- ③流通実態と乖離した施設
- ④付加価値の創出に向けた施設機能の不足
- ⑤多大な建設費用
- ⑥災害時の事業継続



【混雑し、屋根の外側へはみ出す荷】



【搬出入・待機のための車両渋滞】



【屋根がない屋外での搬出入作業】

III. 整備基本計画の内容

1. 整備のコンセプト

(1) 将来ビジョン

岐阜市民を中心に広域への視野を持ち、安全安心な食料を安定的に提供するハブ市場（拠点市場）
－産地と消費者と連携し、時代に合った「食」を提案する市場－

(2) 整備の基本方針

- ①温度管理環境の確保
- ②衛生管理環境の確保
- ③場内物流の効率化、最適化
- ④付加価値の創出
- ⑤余剰スペース活用等を通じた市場経営への寄与
- ⑥災害、環境対策を通じた社会的な役割の発揮

2. 施設規模

「卸売市場施設規模算定基準」を参考とし、取扱数量の目標値、施設の使用実態、事業展望を踏まえて算定する。

3. 付加する機能

(1) 低温流通（コールドチェーン）の確立：・売場施設等の低温化 ・冷蔵庫の機能強化

(2) 物流機能の高度化：・物流動線の単純化・一方通行化 ・機能・用途別エリア設定 ・屋根付荷捌場

(3) 高度な衛生管理：HACCPへ対応した施設整備

(4) 加工機能：将来の卸売市場における生鮮食料品流通のあり方を見据え、岐阜市場に必要な規模、機能を有する加工設備の整備について、場内業者の意向を踏まえて検討

(5) 防災機能：・垂直避難施設としての機能 ・食糧・救援物資等の搬送拠点機能

(6) 省エネルギーの推進

(7) 市民・従業員への配慮：・出入口・車両管理 ・見学者対応

《主要施設の想定規模》

部 門	施設名称	現状面積 (㎡)	想定面積 (㎡)	想定ー現状 (㎡)
青 果	卸売場	13,900	10,000	▲3,900
	買荷保管積込所	3,246	2,500	▲746
	仲卸売場	7,170	10,000	2,830
	卸売荷捌き屋根	0	6,000	6,000
水産物	卸売場	9,325	500	▲8,825
	買荷保管積込所	1,459	1,000	▲459
	仲卸売場	5,580	3,000	▲2,580
	卸売荷捌き屋根	0	2,000	2,000
関 連	関連店舗	8,097	2,000	▲6,097
その他	管理棟	1,774	2,000	226
	冷蔵庫棟	4,126	3,000	▲1,126
合 計	—	54,677	42,000	▲12,677

《主要施設整備の考え方例》

部 門	施設名称	主要施設整備の考え方
青 果	卸売場	<ul style="list-style-type: none"> ● 現卸売棟の場所において施設を縮小して新設 ● 卸売場に隣接して屋根付き荷捌き施設及び通路を新設
	仲卸店舗	<ul style="list-style-type: none"> ● 仲卸売棟内で店舗配置を見直し、店舗面積を適正化
水産物	卸売場	<ul style="list-style-type: none"> ● 仲卸売棟へ近接し、施設を縮小して新設 ● 卸売場に隣接して屋根付き荷捌き施設を新設
	仲卸店舗	<ul style="list-style-type: none"> ● 仲卸売棟内で店舗配置を見直し、店舗面積を適正化（空き店舗を青果部仲卸又は関連店舗が利用）
その他	関連店舗	<ul style="list-style-type: none"> ● 管理棟と一体的に新設
	冷蔵庫棟	<ul style="list-style-type: none"> ● 新水産物部卸売場に隣接して規模を縮小して新設
	買荷保管積込所	<ul style="list-style-type: none"> ● 卸売場及び仲卸店舗に近接して新設

4. 余剰スペースの活用

再整備に伴う施設規模及び配置の見直しにより、余剰スペースが創出される場合には、市場流通に資する用途とすることを念頭に、関心のある事業者の参画意向等を確認しながら、再整備に係る事業手法と合わせてその活用について詳細調査を行う。